

## 青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 1 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、個人市民税にかかる特例措置に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害にかかる雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額にかかる当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税にかかるこの条例

の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額にかかる損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税にかかるこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項または第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。付則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。